

令和2年2月吉日

普通預金口座を新規開設されるお客様へ

淡路信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設について

当金庫では、令和2年4月1日（水）以降に新規開設いただく普通預金口座に対し「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

「未利用口座管理手数料」は、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻しのご利用がない（該当普通預金へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）普通預金口座（総合口座を含みます。）のうち、残高が1万円未満の口座を対象といたします。

紛失などご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。

対象の口座をお持ちのお客様には、取引状況をお知らせしたうえで、約3か月経過後に年間1,200円（消費税別）の手数料をいただくものです。

当金庫におきましては、①ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めすること。②今後ご利用予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること。③ご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客様へのサービス維持、向上を図ることなどを目的として本手数料を設定しております。

以下の場合には未利用口座管理手数料の対象外となります。

1. 同一支店において、他にお預り金融資産（定期性預金、投資信託、外貨預金、国債等）のお取引がある場合。
2. 同一支店において、お借入がある場合。

本手数料はあくまでも令和2年4月1日以降に開設され、未利用状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客様が対象となることはありません。

なお、令和2年3月31日現在で、既に開設されている口座は本手数料の対象とはなりません。

詳しくは、営業店窓口にお問い合わせください。



淡路信用金庫